

# みんなが安心して働けるように

-期間雇用社員用パンフを作成しました-



## ひろしま

郵政産業労働者ユニオン  
広島支部(広島局内)  
電話=  
PC=

### 「これがあなた の労働条件です」

郵政ユニオンはこの度、期間雇用社員用パンフレットを作成しました。勤務時間・休暇・給与など18ページから書かれています。今後なるべく多くの皆さんに配布していきたいと思えます。

さて、郵政ユニオンには毎日全国から多くの労働相談が寄せられます。以下、基本的な問題数点について報告します。少しでも参考にしていただければ幸いです。

Q1 郵便局で3年間働いていますが、突然労働条件の変更を言われました。週5日25時間を週4日20時間といわ

### 働き方改革関連法案を廃案へ

「働き方改革関連法案」が大詰めをむかえています。これまで何回も書いてきたように、この法案にある「高度プロフェッショナル制度」は、残業代ゼロ法案といわれるように、今まで以上に過労死の増加が容易に想像できるものです。まだあきらめてはいけません。反対世論を高めこの悪法を廃案に追い込もう！

れています。自分はいままでと同じように働きたいのですが、どうしたら良いのでしょうか？

あなたの労働条件は、どのように定められていますか。労働基準法では、会社は、労働契約を結ぶ場合、労働者に対して、賃金、労働時間等の労働条件の明示をしなければなりません。労働時間の削減については、必ず理由を聞くようにしましょう。



その理由をできたら書面に

してもらいましょう。書面にしてもらえなかったら、必ず自分のメモに残すようにしておきましょう。単に「仕事が減ったから」という理由では、労働条件変更の合理的理由とはいえません。ほかの人も同じような条件で労働時間が削減になっているれば、一緒に会社と話をするようにしましょう。

Q2 先日、急用ができたので、年休用紙を提出したのですが、拒否されてしまいました。強引に休んでしまったのですが、どうなるのでしょうか？

年次有給休暇の取得は、労働者がその日時を指定さえすればよいので、それ以上の手続き

(理由や使用者の許可・承認など)は不要です。また、年休を取得したことを理由に、無断欠勤扱いや賃金カットなどの不利益扱いをすることは禁止されています。ただし、会社には、あなたが指定した日に有給休暇をとることが会社の事業の正常な運営を妨げる場合に限り、その時季を変更することができる「時季変更権」が認められています。その日の仕事(職場全体の業務)に特段の支障が生じるといふなら、会社は時季変更権を行使し、あなたに出勤を命じることができません。問題は、上司が「時季変更権」を主張し、出勤の指示をしたかどうかです。出勤命令がなかったのなら、あなたの年休の取得権の方が優先されます。その場合、「強引に休んで」しまったとしても、無断欠勤扱いにはなりません。万が一、欠勤扱いとされた場合には、労働基準監督署に法違反の申告をして改善を求めましょう。

Q3 集配課で働く期間雇用社員です。バイクで配達中に転んでケガをしてしまいました。仕事中のケガは期間雇用社員も労働災害になるのでしょうか？

仕事中のケガですので、労働基準法に基づく「災害補償」が適用になると思います。また、労災は、パート、アルバイト、契約社員、派遣労働者など、「全労災保険の給付内容は以下のようになっています。

(1) 療養補償給付・・・ケガや病気が治るまで、無料で治療が受けられます。

(2) 休業補償給付・・・療養のため働くことができず賃金がもらえない時は、休業4日目から1日につき給付基礎日額(平均賃金)の60%が支給されます。さらに、労働福祉事業より20%に相当する額の休業特別支給金が併せて支給されます。したがって、計80%の給付が受けられます。



Q4 勤務時間終了後、スーパーで夕食の買い物をし、その後、通勤で通っている道まで戻り、自宅へ帰る途中事故に合いケガをしました。郵便局と自宅との通勤経路を外れてしまった場合は、「通勤災害」とは認められないのでしょうか？

「通勤」とは、「就業に関連して住居と就業の場所との間を、合理的経路及び方法により往復すること」を言うので、通勤経路を外れてしまった場合は、「通勤」には該当せず、「通勤災害」には当たりませんが、このケースは、いわゆる「往復の経路を中断」した場合に該当します。この「中断」があっ

た場合、「通勤災害」とは認められないのですが、これには例外があります。例外と言うのは、「往復の経路を中断」した後の行為が、①日用品の購入、②選挙権の行使、③病院または診療所において診察・治療を受けることなどで、日常生活上必要な行為である場合は、往復の経路に復帰した後は再び「通勤」として扱われます。夕食の買い物、例外①の「日用品の購入」に該当するとすれば、「通勤災害」になると思います。

**第26回パート・派遣など  
非正規ではたらくなかま  
の全国交流集会 in 東京  
6月9日(土) ~ 10日**